

訪問介護事業の基本報酬引下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引上げを求める意見書（案）

政府が来年度の介護報酬改定において、報酬全体では1.59%増を示している。コロナ禍に続く物価高騰によって介護事業所の運営は厳しい状況にある中で、介護職員の処遇改善は進んでおらず、人手不足に拍車がかかっているにもかかわらず、介護報酬は微増に留められた。

ところが訪問介護については、身体介護も生活援助も報酬が2～3%減額され、これについて関係団体が抗議し撤回を求めている。全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会と日本ホームヘルパー協会は、武見敬三厚生労働大臣に抗議文を提出した。各団体は介護報酬を審議する厚生労働省の審議会で、基本報酬の引上げを強く求めてきた。引下げに対して「私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されない」と異例の抗議が行なわれた。

厚生労働省は、介護事業経営実態調査で訪問介護の収支差率(利益率)が7.8%となり、全介護サービスの平均を上回ったことを訪問介護報酬引下げの理由にしている。しかし、地域を回る事業所の利益率は6.7%、サービス付き高齢者住宅など集合住宅併設型事業所の利益率は9.9%と大きな開きがある。地域を回る事業所と併設型事業所の利益率を同じカテゴリーにして介護報酬の減額が判断されると、地域を回る事業所は減収になるおそれがある。

ホームヘルパーは2022年の有効求人倍率が15倍という深刻な人手不足である。そのため、2023年の訪問介護事業者の倒産件数は過去最多の67件を更新した。その上来年度の報酬引下げでさらに倒産廃業する事業所が増えれば、在宅介護を受けられない高齢者の在宅放置につながりかねない。

よって国及び政府においては、訪問介護事業の基本報酬引下げを撤回し、介護労働者職員の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体の引上げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。